

環境審議会委員Webヒアリング・アンケート 意見まとめ

1 市民の責務について

- ・市民の責務において、「市の実施する施策への協力」という表現はあいまいに感じる。
- ・散乱の防止では、対象は空き缶やタバコの吸い殻だけなのか、その他のごみは対象とされないのか。
- ・ふんの処理は飼い犬だけなのか、また、ふんだけで尿は含まれないのか。
- ・時宜的なものでは、マスクのポイ捨ても目立つ。
- ・飼い犬の散歩の際、ふんを持ち帰るための袋と、尿をかけ流すための水を持参することは、割と常識的なマナーとなっていると思う。
- ・喫煙マナーでは、駅から少し離れた交差点で信号待ちしているときにタバコに火を点けて、そこから歩きタバコをしている状況を何度か目にしており、これまでの話にもあるように、駅周辺以外での実態は課題となっていると感じる。
- ・市民ではない、市内を移動している方や通勤の方への対処も必要ではないか。
- ・「責務」という言葉は条例では一般的に使われているとのことだが、市民にはあまり馴染みがないので、補足説明があった方がよい。
- ・「責務」という言葉に強い印象（補足説明はありますが）を受けます。「①市の実施する施策への協力」を入れることにより「市に従う」「強制される」といった誤解が生じるかもしれません。
- ・先日の審議会でも提案があったが、ふん尿やタバコ、ポイ捨てだけでなく、唾についても、美化の観点から対象に含めた方がよい。
- ・あまりないとは思いますが、立ち小便についても、タバコを隠れてポイ捨てすることと似たようなモラルなのではないかとも考えられ、せっきくの機会なので検討してもよいのではないか。
- ・「自宅やその周辺での環境美化活動の実践」に、自治会や地域の組織・団体での環境美化活動の実践も含めた方がよい。
- ・条例の文言とは別に、ポスターやリーフレットなどは子どもでもわかりやすい文言で、PRした方がよい。
- ・現状ではごみの適正処理に関する部分に特化していると感じるが、落書きの禁止や、公共施設を害する行為の禁止、自然環境の保護など、より広い意味で環境美化や快適な住環境の推進を捉えるのかなど、どの範囲まで捉えていくのか。
- ・落書きについては器物破損にもあたるかもしれないが、他の法令でカバーできていない部分があるならば、この条例に組み込んでもいいかもしれない。
- ・この条例の目的は、環境美化を幅広く推進していくことにあるのか、今課題となっているポイ捨てやふんの放置への対策にフォーカスしていくのかによって、項目も変わってくるのではないか。
- ・「⑤携帯用吸殻入れの携帯」については、むしろ歩きたばこの助長につながるおそれがあるため、「屋外での喫煙の際の、決められた場所や近隣に迷惑をかけない場所での喫煙」などとしたほうが良いのではないか。

- ・「⑤携帯用吸殻入れの携帯」については、条例に歩行喫煙防止を盛り込む場合は誤解を招くことも考えられる。
- ・「①市の実施する施策への協力」については、表現が少し曖昧な印象を受ける。冒頭に来るよりは、最後に回して、「その他、環境美化に関連する市の実施施策への協力」などの表現はどうか。
- ・「①市の実施する施策への協力」「②環境美化活動の実践」については、市民に対して、今以上の努力・協力を盛り込むもので、その程度も不明であり、市民に対して負担を強いることになり得るため、相当の理由がない限りは盛り込まない方が良いのではないか。
- ・大多数の方が非常識と感ずることには時代に合わせて早急な改善とダイナミックな行動が必要と考える。

2 罰則（過料）について

- ・罰金の徴収まではしない方がよい気もするが、抑止効果として規定を設けた方がいいのではないか。
- ・罰金の徴収の際は、必然的に現行犯になると考えられ、トラブルにならないかの懸念がある。
- ・罰則が望ましいかどうかは悩ましい。同じ行為でも場所や状況によっても影響は異なるため、一律の判断は難しい。
- ・現行犯ではなく、防犯カメラの映像等で確認できた場合の対応をどうするかなども、場合によっては膨大な作業に及ぶ可能性もあり、整理が必要と思われる。
- ・指導員が日々のパトロールの中で、度重なる違反を確認した場合にのみ、市に連絡をし、市の職員が取り締まりを行うなど、度が過ぎる場合にのみ罰則を適用する必要があるのではないか。一度だけの違反で罰則を適用するべきかは慎重な判断が必要ではないか。
- ・罰則はあっても良いと思うが、現実には適用することは非常に難しいと感じる。指導員のパトロールの範囲外での違反も考えられる。罰則についての直接的な啓発よりも、ポジティブなメッセージの発信による啓発や、市民の行動への仕掛けづくりの方が重要ではないか。
- ・条例の実効性を担保するうえで、不作為義務と義務違反に対する罰則とはセットで規定しておくことが望ましい。罰則の有無は被規制者の意識を大きく左右すると思われ、行政指導条例に終わらせないためにも罰則は必要ではないか。
- ・ポイ捨てされたモノがあったとして、それを処分することで費用が発生することがあるかもしれない、その費用負担を処分した人（近隣住民や行政等）が負うのではなく、ルールを守らなかった人が負担するべきと考える。ただし、運用は次項目にもありますが「抑止」目的が良いと思います。
- ・どちらでも良いと思うが、もし設定する場合は、「信号のない横断歩道で、歩行者がいたら車側が止まらなくてはならない」という一時停止違反の罰則と同じような位置づけになると思う。大半が見逃されてしまっているが、罰則があることが、「人によっては」抑止になりうると思う。

3 条例の名称について

(①：3名、②：7名、③：1名)

- ・条例の名称としては、きちんと中身が示せるよう、漢字をたくさん使ってもかまわないので、②内容を明確に示す名称等が望ましいと思うが、例えばマイナンバー法のように、わかりやすい言葉を用いた①親しみやすい名称等に近い通称を併記し、周知啓発の際などは通称を用いていくことが望ましい。
- ・現実的にマンパワーの面を考慮すると、直接の指導や働きかけによる効果・影響が限定的になるのであれば、名称やキャッチフレーズを過激なもの、違和感を覚えたり、引っ掛かるものがあるような、「あなたが街を汚している条例」などの名称にしてもいいのではないか。
- ・「捨てない、汚さない、乱さない条例」(提案)
- ・子どもでもわかるような名称が良いのではないか。提案いただいた案は、3つのフレーズで幅広く網羅しており、非常に良いと感じる。
- ・フレーズの数はたくさんあると長くなるので、3つ以内程度で簡潔に表せるような名称が望ましいのではないか。
- ・単なる理念条例ではなく、実体規定をとともなうものとすることから、②のような条例の趣旨が明確になる名称が望ましい。
- ・①親しみやすい名称等の場合、ある意味「当たり前」、「意識の問題」という印象を受け、条例として何が新しいのか分からないと感じる。抑止効果を期待するのであれば、その内容がより明確に伝わることを意識する名称が良いと思う。
- ・今回の条例制定は、街中にごみが増えてきたことが背景にあり、そうしたことを踏まえると、「ごみを捨てないで欲しい」という市からのメッセージが、明確に伝わる名称が良いのではないか。
- ・堅い名称よりは、①親しみやすい名称等の方が伝わりやすいのではないか。また、単なる「まち」でなく、「こだいらのまち」として、より身近に感じてもらうのも良いのではないのでしょうか。

4 その他について

- ・この条例にアイドリングストップ規制などは含まれるのか。
- ・千葉県では、地域の団体と協力しながら、積極的に罰金を徴収している例もあると伺った。小平市では、条例が施行となった場合に、強い取り締まりを行っていく考えはあるのか。
- ・指導員による指導や罰則の適用については、前提として市民全体に条例の内容の周知が行き届くことが重要と感じる。どのような周知啓発の方法を考えているのか。子どもから保護者に伝わっていくように、学校からの周知も効果があるのではないか。
- ・条例以外の部分で、課題解決のために、奇抜な発想も含めて、市民の意識を変えられるような仕掛けがあるといいのではないか。
- ・市民全体に当事者意識を持ってもらえるよう、例えばYouTube等の動画コンテンツを行うなど、市民を巻き込むような仕掛けを考えていくことが重要ではないか。

- ・ 条例の発表・周知の際には、条例制定の背景（なぜ今なのか）や、設定の目的・意図について、市民の方により明確に伝わるようにすることが大事でと感じた。
- ・ 過料の金額よりも、運用や広報をどれだけ工夫するかが非常に重要だと思う。例えば、全小中学校で大々的にポスター募集をして、すべてのポスターを学区ごとの住宅街も含めて電柱や掲示板に貼りまくる、というくらいすると、認知度も高まると思う。
- ・ 何にしても反対派や意見が分かれることは現実で悪いことでもないと考えている。無難な着地、他市のバランスや状況を見ながら進めることが一番かと感じます。優先すべきは「ない」を「ある」にまず変えることではないか。